



花見会計事務所だより No.48

新年がスタートし、あっという間に1月も終わってしまいますね。いよいよ本格的に確定申告の時期を迎えてまいります。今回は確定申告に係る事項をいくつか見ていきます。



❑ 平成28年分の確定申告の時期は？

今回の確定申告（平成28年分）の受付期間は、平成29年2月16日から3月15日までです。税金の納付についても同じく3月15日が期限ですが、口座振替の手続きをしている場合は4月20日の振替となります。

また、所得税の還付の申告についてはすでに受付が始まっていますので、書類が揃っている方は今からでも申告が可能です。ただし、税金が実際に還付されるまでには数日から数週かかる場合もあります。

❑ 給与所得控除の上限の引き下げ

給与収入が1,200万円を超える方は、給与所得の控除額が引き下げられます。平成25年から平成27年までは1,200万円を超えて1,500万円以下の場合の控除額は「収入金額×5%+170万円」、1,500万円を超えると一律245万円でしたが、平成28年分の控除額は、**1,200万円を超えると一律230万円**となります。

なお、給与所得控除の引き下げは段階的に行われており、平成29年分（来年の確定申告）では1,000万円を超えると一律220万円と、控除額はさらに引き下げられることとなっています。

❑ マイナンバーの記載

今回から申告書にマイナンバーの記載が必要になります。提出するご本人だけでなく、扶養している親族のマイナンバーも記載することになりますので、会計事務所等に申告をお願いしているという方は、資料とともにマイナンバーも預ける必要があります。

❑ スイッチOTC薬控除（平成29年分申告から）

「スイッチOTC医薬品」とは、従来は医師の処方せんが必要だった医療用医薬品の中から、副作用が少ないなどとして市販の一般用医薬品などに転用されたもので、薬局やドラッグストアなどで購入できます。

この制度は、健康の維持増進や疾病予防へ一定の取組を行う個人が、年間で1万2千円を超えるスイッチOTC医薬品を購入した場合、確定申告で所得控除できるというものです。

平成29年から平成33年までの間に購入したスイッチOTC医薬品が対象となっており、今年（平成29年）に購入したものについては、**来年の確定申告で控除**することになりますので、今から領収書をコツコツ貯めておく必要があります。

この控除を行う際には次の点に注意が必要です。



① 控除額の計算方法

1年間のスイッチOTC薬の購入合計金額（生計を一にする家族の購入分も含みます）から1万2千円を引いた額を控除できますが、控除額の上限は8万8千円となっています。

例えば、年間で5万円の購入があったとすると、3万8千円を所得から控除することができます。

② 健康の維持増進や疾病予防へ一定の取組をしている人が対象

「特定健康診査」「予防接種」「定期健康診断」「健康診査」「がん検診」のうち、1つ以上を行なっている人が対象です。申告の際には証明書類として、「①氏名、②行なった年月日、③医療機関の名称もしくは医師の名前、または保険者・事業者・市町村の名称」を記載した領収書または結果通知書が必要です。

③ 従来の医療費控除とは併用できない

今回のスイッチOTC薬控除は、これまでの医療費控除と併用することができません。どちらの控除がおトクか、申告の際に選ぶことになります。

④ レシートに記載が必要な項目がある

「商品名」「金額」「その商品がスイッチOTC薬控除の対象商品であること」「販売店名」「購入日」の、5つが記載されたレシート、または手書きの領収書が必要になります。

★佐野より一言★

来月からは所得税の確定申告が始まります。申告の関係書類等につきましては、早めの回収に御協力をお願いいたします。

花見会計事務所
Tel : 026-248-7500
Fax : 026-248-7507
e-mail : info@hanami-kaikei.jp
URL : http://hanami-kaikei.jp/